大気汚染防止法の対象となる水銀排出施設

	施設名		規模要件
1	石炭専燃ボイラー 大型石炭混燃ボイラー		●伝熱面積10㎡以上 ●燃焼能力500/時以上
2	小型石炭混焼ボイラー		
3	非金属の製造に 用いられる 精錬及び焙焼の工程	(一次施設) 銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉/金 属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射 炉を含む。)、転炉及び平炉: ●原料処理能力1 t/時以上
4		(一次施設) 鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く。): ●水格子面積1㎡以上 ●豚焼能力500/時以上 ●繁圧器定格容量200kVA以上 ●数に開力500/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上 ・一切、焼結が、大きでででである。。)、 ・一切、焼結が、大きでででは、大きながでででである。。)、 ・一切、焼結が、大きなが、大きなが、大きながでは、大きながでである。。)、 ・一切、焼結が、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きな
5		(二次施設) 銅、鉛又は亜鉛	
6		(二次施設) 工業金	
7	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		●火格子面積2㎡以上 ●焼却能力200kg/時以上
8	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 又は水銀含有再生資源を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) ※施設規模による裾切りはなし。
9	セメントの製造の用に供する焼成炉		●火格子面積1㎡以上 ●燃焼能力500/時以上 ●変圧器の定格要量200kVA以上